

諮詢序：外務大臣

諮詢日：令和7年5月2日（令和7年（行情）諮詢第511号ないし同第515号）及び同年6月3日（令和7年（行情）諮詢第603号）

答申日：令和7年12月19日（令和7年度（行情）答申第728号ないし同第732号及び同第735号）

事件名：「尖閣諸島」のうち特定の開示決定等で特定されなかった文書の一部開示決定に関する件

「尖閣諸島」のうち特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の一部開示決定に関する件

「尖閣諸島」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書6」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書2」ないし「文書117」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を開示とした各決定については、本件対象文書を特定したこと及び諮詢序がなお不開示とすべきとしている部分を開示することは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年4月25日付け情報公開第00283号ないし同第00288号（以下、順に「原処分6」、「原処分1」、「原処分3」、「原処分2」、「原処分5」及び「原処分4」とい、併せて「原処分」という。）により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」という。）が行った各一部開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

(2) 及び (3) (略)

(4) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分は開示すべきである。

第3 質問庁の説明の要旨

1 原処分1（令和7年（行情）質問第511号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年2月12日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書1の開示請求に対し、法11条に基づく開示決定期限の特例の適用をおこなった後、相当の部分として1件の文書(文書2)を特定し開示とする決定を行い（令和3年4月13日付け情報公開第00253号）、更に、最終の決定として115件の文書（文書3ないし文書117）を特定し、69件の文書を開示とし、46件の文書を部分開示とする決定をおこなった（原処分1）。

これに対し、審査請求人は、令和4年5月6日付け一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書3ないし文書117の115件である。

(3) 不開示とした部分について

ア 文書30、文書33（番号2以外の不開示部分）、文書93、文書94（番号2以外の不開示部分）、文書96（番号2以外の不開示部分）、文書99、文書106、文書108、文書109、文書114は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当し、不開示とした。

イ 文書8、文書9、文書13、文書31、文書33（1頁目本文2行目）、文書36、文書39、文書45、文書51、文書52、文書65、文書70ないし文書79、文書82、文書84ないし文書87、文書90、文書94（1頁目）、文書96（1頁目）、文書97、文書102、文書103は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の対処方針の検討に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあ

るため、法3号及び5号に該当し、不開示とした。

ウ 文書12、文書15、文書40、文書98、文書110、文書112、文書116は、情報提供者の氏名・所属等、個人の識別につながる情報、又は、相手国関係機関との関係の有無についての情報であって、公にすることにより、他国との信頼関係を損なうおそれ及び今後情報提供者からの協力を得ることが困難になり事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める、
(略)④一部に対する不開示決定の取消し、等主張している。①について、処分庁は、審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に探索して特定しており、文書の特定に漏れはない。(略)④について、処分庁は、上記3のとおり、対象文書の不開示理由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っている。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分1を維持することが妥当であると判断する。

2 原処分2（令和7年（行情）諮問第512号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年4月16日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書2の開示請求に対し、法11条に基づく開示決定期限の特例の適用をおこなった後、相当の部分として1件の文書（文書3）を特定し開示とする決定を行い（令和3年6月15日付け情報公開第号00939号）、更に、最終の決定として114件の文書（文書4ないし文書117）を特定し、68件の文書を開示とし、46件の文書を部分開示とする決定をおこなった（原処分2）。

これに対し、審査請求人は、令和4年5月6日付け一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書4ないし文書117の114件である。

(3) 不開示とした部分について

上記1（3）と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1（4）と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥

当であると判断する。

3 原処分3（令和7年（行情）諮問第513号に係るもの）

（1）経緯

処分庁は、令和3年5月10日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書3の開示請求に対し、法11条に基づく開示決定期限の特例の適用をおこなった後、相当の部分として1件の文書（文書3）を特定し開示とする決定を行い（令和3年7月9日付け情報公開第号01176号）、更に、最終の決定として114件の文書（文書4ないし文書117）を特定し、68件の文書を開示とし、46件の文書を部分開示とする決定をおこなった（原処分3）。

これに対し、審査請求人は、令和4年5月6日付け一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書4ないし文書117の114件である。

（3）不開示とした部分について

上記1（3）と同旨。

（4）審査請求人の主張について

上記1（4）と同旨。

（5）結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分3を維持することが妥当であると判断する。

4 原処分4（令和7年（行情）諮問第514号に係るもの）

（1）経緯

処分庁は、令和3年7月5日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書4の開示請求に対し、法11条に基づく開示決定期限の特例の適用をおこなった後、相当の部分として1件の文書（文書4）を特定し開示とする決定を行い（令和3年9月3日付け情報公開第号01908号）、更に、最終の決定として113件の文書（文書5ないし文書117）を特定し、67件の文書を開示とし、46件の文書を部分開示とする決定をおこなった（原処分4）。

これに対し、審査請求人は、令和4年5月6日付け一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書5ないし文書117の113件である。

（3）不開示とした部分について

上記1（3）と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分4を維持することが妥当であると判断する。

5 原処分5（令和7年（行情）諮問第515号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和3年7月14日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書5の開示請求に対し、法11条に基づく開示決定期限の特例の適用をおこなった後、相当の部分として1件の文書（文書4）を特定し開示とする決定を行い（令和3年9月13日付け情報公開第号01910号）、更に、最終の決定として113件の文書（文書5ないし文書117）を特定し、67件の文書を開示とし、46件の文書を部分開示とする決定をおこなった（原処分5）。

これに対し、審査請求人は、令和4年5月6日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書5ないし文書117の113文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分5を維持することが妥当であると判断する。

6 原処分6（令和7年（行情）諮問第603号に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和2年11月26日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書6の開示請求に対し、法11条に基づく開示決定期限の特例の適用をおこなった後、相当の部分として1件の文書（別紙の2に掲げる文書。以下「文書1」又は「先行開示文書」という。）を特定し、開示とする決定を行い（令和3年1月25日付け情報公開第02231号。）、更に、最終の決定として116件の文書（文書2ないし文書117）を特定し、70件の文書を開示とし、46件の文書を部分開示とする決定を行った（原処分6）。

これに対し、審査請求人は、令和4年5月5日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の3に掲げる文書2ないし文書117の116文書である。

(3) 不開示とした部分について

上記1(3)と同旨。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分6を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和7年5月2日	諮問の受理（令和7年（行情）諮問第511号ないし同第515号）
② 同日	諮問庁から理由説明書を收受（同上）
③ 同年6月3日	諮問の受理（令和7年（行情）諮問第603号）
④ 同日	諮問庁から理由説明書を收受（同上）
⑤ 同月4日	審議（令和7年（行情）諮問第511号ないし同第515号）
⑥ 同月23日	審議（令和7年（行情）諮問第603号）
⑦ 同年12月15日	令和7年（行情）諮問第511号ないし同第515号及び同第603号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開示等を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、改めて検討した結果、別紙の4に掲げる部分については新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）は、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、諮詢庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定について

本件請求文書1に係る開示請求書の「「尖閣諸島」（作成年月日 1971年3月9日）のうち情報公開第02231号（2020-00507）で特定されなかった文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書6（開示請求番号2020-00507）に係る先行開示決定で開示された文書1を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分6で特定された文書2ないし文書117を特定し、文書2につき先行開示決定（令和3年4月13日付け情報公開第00253号）を行い、文書3ないし文書117につき原処分1を行った。

イ 本件請求文書2及び本件請求文書3に係る文書の特定について

本件請求文書2及び本件請求文書3に係る開示請求書には、「情報公開第00253号（2020-01018）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書1（開示請求番号2020-01018）に係る先行開示決定で開示された文書2を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分1で特定された文書3ないし文書117を特定し、文書3につき各先行開示決定（令和3年6月15日付け情報公開第00939号及び同年7月9日付け情報公開第01176号）を行い、文書4ないし文書117につき原処分2及び原処分3を行った。

ウ 本件請求文書4に係る文書の特定について

本件請求文書4に係る開示請求書には、「情報公開第00939号（2021-00049）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書2（開示請求番号2021-00049）に係る先行開示決定で開示された文書3を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分2で特定された文書4ないし文書117を特定し、文書4につき先行開示決定（令和3年9月3日付け情報公開第01908号）を行い、文書5ないし文書117につき原処分4を行った。

エ 本件請求文書5に係る文書の特定について

本件請求文書5に係る開示請求書には、「情報公開第01176号（2021-00184）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書の全て」と記載されていることから、本件請求文書3（開示請求番号2021-00184）に係る先行開示決定で開示された文

書3を除く残りの文書の開示を求めているものと解し、原処分3で特定された文書4ないし文書117を特定し、文書4につき先行開示決定（令和3年9月13日付け情報公開第01910号を行い、文書5ないし文書117につき原処分5を行った。

オ 本件請求文書6に係る文書の特定について

本件請求文書6に係る開示請求書には、「「尖閣諸島」（作成年月日1971年3月9日）」と記載されていることから、当該年月日に作成された行政文書ファイル「尖閣諸島」につづられた文書の開示を求めているものと解し、文書1ないし文書117を特定し、文書1につき先行開示決定（令和3年1月25日付け情報公開第02231号）を行い、文書2ないし文書117につき原処分6を行った。

カ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) 上記（1）アないしオの文書の特定方法に問題はなく、上記（1）カの探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（1）の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる部分について

当審査会において当該部分を見分したところ、特定の個人の氏名が記載されていることが認められる。当該部分は法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当するものと認められ、同号ただし書いないしハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、尖閣諸島に関する中国人留学生らによるデモに係る

我が国の個別・具体的な分析・評価並びに我が国の検討内容、対処方針及び具体的な対応振りが記載されている。これらを公にすることにより、我が国情報関心及び情報収集能力等が推察され、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、外務省の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国安全が害されるおそれがあるとともに、中国との外交交渉を行う際に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、国安全が害されるおそれがあるとともに、中国との外交交渉上支障を来すおそれがあるとする上記アの説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして説問庁に確認させたところ、説問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、情報提供者から内々に入手した情報の入手経路及び当該情報提供者を推察する手掛かりとなり得る情報が記載されている。当該部分を公にすることにより、外務省の情報入手経路及び情報収集手段の一端が推察され、悪意を有する相手方による情報操作ないし情報かく乱を容易にさせる可能性があるなど、国安全が害されるおそれがあるため、不開示とした。

イ 当該部分を公にすると、国安全が害されるおそれがあるとする上記アの説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、公にすることにより、国安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から説問までに約3年が経過しており、説問の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいひ難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、説問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないもので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書1（令和7年（行情）諮問第511号に係るもの）
「尖閣諸島」（作成年月日1971年3月9日）のうち情報公開第02
231号（2020-00507）で特定されなかった文書の全て。
- (2) 本件請求文書2（令和7年（行情）諮問第512号に係るもの）
「尖閣諸島」（作成年月日1971年3月9日）のうち情報公開第00
253号（2020-01018）で「追加的に開示決定等を行う予定」
とされた文書の全て。
- (3) 本件請求文書3（令和7年（行情）諮問第513号に係るもの）
情報公開第00253号（2020-01018）で「追加的に開示決
定等を行う予定」とされた文書の全て。
- (4) 本件請求文書4（令和7年（行情）諮問第514号に係るもの）
情報公開第00939号（2021-00049）で「追加的に開示決
定等を行う予定」とされた文書の全て。
- (5) 本件請求文書5（令和7年（行情）諮問第515号に係るもの）
情報公開第01176号（2021-00184）で「追加的に開示決
定等を行う予定」とされた文書の全て。
- (6) 本件請求文書6（令和7年（行情）諮問第603号に係るもの）
「尖閣諸島」（作成年月日1971年3月9日）

2 原処分6の先行開示文書

文書1 F B Iによる尖閣諸島デモ・リーダーの取り調べ（報告）
(シ大第542号)

3 本件対象文書

文書2 沖縄協定上院審議（フォン上院議員発言）（第3669号）
文書3 尖閣諸島に関する中国側資料（報道）（台第1010号）
文書4 意見具申の訓令電報の回電状況
文書5 尖閣列島問題に関する中国人学生の抗議デモ（第12号）
文書6 尖閣諸島問題（第13号）
文書7 尖閣諸島問題（第14号）
文書8 せん閣諸島（第22号）
文書9 せん閣諸島（第249号）
文書10 セン閣列トウ。デモ（第157号）
文書11 センカク列島に関するデモ計画（第146号）
文書12 センカク列島に関するデモ計画（第131号）
文書13 センカク列とう（第173号）

- 文書1 4 尖閣諸島問題に関するデモ（第16号）
文書1 5 在米中国人学生団体のデモ計画（第141号）
文書1 6 センカク諸島を日本に返かんするとの米言明に対する国府の反対（第223号）
文書1 7 U S I Sに対するセンカク諸島デモ（第226号）
文書1 8 センカク諸島問題に関する華きょう留学生の当館へのデモ（第228号）
文書1 9 センカク諸島デモに対する国府の態度（第229号）
文書2 0 センカク諸島問題に関する華きょう学生デモ（第230号）
文書2 1 センカク諸島に関する当館への学生デモ（第234号）
文書2 2 センカク諸島問題に関する学生デモ（第235号）
文書2 3 センカク諸島問題に関する学生デモ（第237号）、ほか
文書2 4 センカク諸島問題に関する当地学生デモ。その他に関するれん合報総主ひつの内話（第242号）
文書2 5 センカク諸島に関するデモ（第243号）
文書2 6 センカク諸島問題に関する外交部スパークスマントーク（第251号）
文書2 7 センカク諸島問題に関する米大使発言（第253号）
文書2 8 尖閣諸島問題に関する米大使発言（第254号）
文書2 9 センカク諸島問題に関する当地学生の動き（第258号）
文書3 0 センカク諸島問題に関する当地学生の動き（観測）（第260号）
文書3 1 セン閣諸島（第903号）
文書3 2 セン閣諸島問題（在米中国人の動き）（第971号）
文書3 3 センカク諸島問題（在米中国人の動き）（第1039号）
文書3 4 中国人学生デモ（第36号）
文書3 5 中国人学生デモ（第37号）
文書3 6 せん閣諸島（第43号）
文書3 7 センカク諸島問題（情報）（第30号）
文書3 8 中国人学生デモ（情報等）（第37号）
文書3 9 せん閣諸島（具申）（第39号）
文書4 0 センカク諸島問題に対するデモ（第94号）
文書4 1 センカク諸島問題（中国人学生デモ）（第101号）
文書4 2 せんかく諸島抗議デモ（第102号）
文書4 3 せんかく諸島問題（中国人学生デモ団の抗議書）（第105号）
文書4 4 せんかく諸島問題（第109号）
文書4 5 せん閣諸島（第116号）

- 文書4 6 中国人学生デモ（第77号）
文書4 7 中国人学生デモ（第79号）
文書4 8 在米中国人学生デモ（第82号）
文書4 9 在米中国人学生デモ（第84号）
文書5 0 在米中国人学生デモ（第90号）
文書5 1 せん閣諸島（第102号）
文書5 2 セン閣諸島（第255号）
文書5 3 在米中国人学生団体のデモ計画（合第1460号）
文書5 4 電信転報（在米中国人学生団体のデモ計画）（亞中合第1030号）
文書5 5 電信転報（在米中国人学生団体のデモ計画）（亞中合第1030号）
文書5 6 尖閣諸島問題に関する在米中国人学者による意見書の提出（合第1641号）
文書5 7 尖閣諸島問題に関する在米中国人学者の意見書に対する国府の返書（合第1642号）
文書5 8 尖閣列島に関するデモ計画（合第1758号）
文書5 9 電信事項（第134号）
文書6 0 電信転報（尖閣列島に関するデモ計画）（亞中合第1238号）
文書6 1 電信転報（尖閣列島に関するデモ計画）（亞中合第1238号）
文書6 2 尖閣列島に関するデモ計画（第168号）
文書6 3 電信事項（第28号）
文書6 4 尖閣諸島問題（情報）（合第1894号）
文書6 5 尖閣諸島問題に関する中国人学生の抗議デモ（第8号）
文書6 6 尖閣諸島問題に関する中国人学生の抗議デモ（合第1905号）
文書6 7 尖閣列島問題に関する中国人学生の抗議デモ（合第1907号）
文書6 8 尖閣列島に関するデモ計画（合第1913号）
文書6 9 電信事項（第141号）
文書7 0 尖閣諸島（合第1954号）
文書7 1 尖閣諸島（合第1955号）
文書7 2 尖閣諸島（合第1964号）
文書7 3 尖閣諸島（合第2089号）
文書7 4 尖閣諸島（合第2090号）
文書7 5 尖閣諸島（米側声明）（合第2106号）

- 文書 7 6 尖閣諸島（米側声明）（合第 2 2 1 1 号）
文書 7 7 尖閣諸島（米側声明）（合第 2 2 1 3 号）
文書 7 8 尖閣諸島（合第 2 1 8 2 号）
文書 7 9 尖閣諸島（合第 2 1 8 3 号）、ほか
文書 8 0 尖閣諸島問題に関する華僑留学生の当館へのデモ（合第 2 2 0 2 号）
文書 8 1 尖閣諸島問題に関するデモ（合第 2 2 0 5 号）
文書 8 2 尖閣諸島（合第 2 3 5 8 号）
文書 8 3 電信事項（第 9 9 号）
文書 8 4 尖閣諸島（具申）（合第 2 3 6 7 号）
文書 8 5 尖閣諸島（合第 2 3 6 8 号）
文書 8 6 尖閣列島（合第 2 3 6 9 号）
文書 8 7 尖閣諸島（合第 2 3 7 0 号）
文書 8 8 電信事項（第 1 8 6 号）
文書 8 9 電信事項（第 8 0 号）
文書 9 0 尖閣諸島（合第 2 3 9 1 号）
文書 9 1 電信事項（第 2 7 号）
文書 9 2 公信転報（当地文教界の尖閣問題声明署名者の背景）（亞中合第 1 7 3 3 号）
文書 9 3 尖閣諸島に関する中国人学生の抗議デモについて（第 1 2 4 号）
文書 9 4 尖閣諸島に関する抗議について（第 4 0 1 号）
文書 9 5 中国人学生デモ（シ大第 1 9 0 号）
文書 9 6 尖閣諸島に関する在比中国人学生の陳情（第 3 9 2 号）
文書 9 7 尖閣諸島に関する在比中国人学生の陳情（比第 4 7 3 号）
文書 9 8 尖閣諸島をめぐる在米中国人学生団体のデモ（紐育第 4 2 1 号）
文書 9 9 尖閣諸島をめぐる在米中国人学生団体の動き（報告）（紐育第 4 4 2 号）
文書 1 0 0 尖閣諸島をめぐる在米中国人学生団体のデモ（紐育第 4 6 0 号）
文書 1 0 1 尖閣諸島をめぐる在米中国人学生団体の動き（紐育第 4 6 3 号）
文書 1 0 2 尖閣諸島に関する国民大会代表の「連合声明書」送付（台第 2 4 6 号）
文書 1 0 3 尖閣諸島問題に関する張群秘書長の書簡について（桑総第 2 8 1 号）
文書 1 0 4 尖閣諸島問題（中国人学生団体の動き）（桑総第 3 1 8 号）

- 文書105 尖閣諸島問題（中国人学生団体の抗議文）（桑総第319号）
- 文書106 尖閣諸島問題（南カリifornia在住中国人よりの抗議文）
(政第1887号)
- 文書107 尖閣諸島の帰属に関する在米中国人学生団体のデモ（紐育第407号）
- 文書108 尖閣諸島の日本領有に反対する中国人の抗議書（政第2790号）
- 文書109 渡辺中国課長代理殿（46.4.3）
- 文書110 尖閣列島問題に関する当地国民党の態度および米国行動委員会のビラ等の入手（香港第611号）
- 文書111 尖閣列島問題抗議デモ（香港第630号）
- 文書112 尖閣諸島に関するデモと背景（情報）（香港第674号）
- 文書113 香港における尖閣列島問題抗議行動に関する見解（内話）
(香港第703号)
- 文書114 当地文教界の尖閣問題声明署名者の背景（香港第705号）
- 文書115 尖閣列島問題対日本政府抗議書の送付（香港第706号）
- 文書116 日貨排斥パンフレットの送付（香港第707号）
- 文書117 尖閣列島デモ逮捕者の裁判（香港第719号）

4 質問序が新たに開示する部分

文書114の14頁目

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書30、文書33（番号2以外の不開示部分）、文書93、文書94（番号2以外の不開示部分）、文書96（番号2以外の不開示部分）、文書99、文書106、文書108、文書109、文書114	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とした。	法5条1号
2	文書8、文書9、文書13、文書31、文書33（1頁目本文2行目）、文書36、文書39、文書45、文書51、文書52、文書65、文書70ないし文書79、文書82、文書84ないし文書87、文書90、文書94（1項目）、文書96（1項目）、文書97、文書102、文書103	公にしないことを前提とした我が国政府部内の対処方針の検討に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号、5号
3	文書12、文書15、文書40、文書98、文書110、文書112、文書116	情報提供者の氏名・所属等、個人の識別につながる情報、又は、相手国関係機関との関係の有無については、公にすることにより、他国との信頼関係を損なうおそれ及び今後情報提供者からの協力を得ることが困難になり事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号、6号